

※詳しくは☎にお問い合わせください。

市営住宅中央区団地空家補充入居待機者を募集します

☎ 建築住宅課住宅管理係
☎ 63-1491

中 中央区団地空家補充入居申込者については、抽選を行って入居順位を決定し、待機者として登録します。その後、空家が生じたとき、入居資格を充たした人に、入居順位に従って空家を紹介します。直ちに入居できるものではありません。

- 募集住宅 中央区団地
- 間取り

2LDK ～ 3LDK (住宅によって異なります。)

【入居資格】

- ①国税・地方税を滞納していない人
- ②入居しようとする家族全員の収入が申し込み収入基準の範囲内にある人
- ③実際に、住宅に困っていることが明らかな人
- ④荒尾市内に住み、申込者より同程度以上の収入や所得がある人を連帯保証人にできる人
- ⑤申込者と同居者が暴力団員ではない人
- ⑥市営住宅の明渡し請求を受けたことのない人
- ⑦過去に市営住宅に入居していた人か、実際に市営住宅に入居している人で市営住宅家賃の滞納がない人

●家賃

11,500円～50,700円 (入居者の収入に応じて決定)

●入居の申し込み収入基準

一般階層…月額所得 15万8,000円以下

※標準世帯(親子4人家族)の場合は、世帯年収 447万1,999円以下。

裁量階層(中学生以下の子ども・障がい者がいる世帯、高齢者世帯など)…月額所得 21万4,000円以下

※標準世帯(親子4人家族)の場合は、世帯年収 531万1,999円以下。



中央区団地

●入居説明会と申込用紙配布

- ・日時 5月30日(水) 午前10時～(受付:午前9時30分～)
- ・場所 市役所1階 11号会議室

●申込受付期間・場所

- ・日時 6月1日(金)～8日(金) 午前9時～午後5時
- ・場所 市役所2階 建築住宅課

●入居順位抽選会

- ・日時 6月15日(金) 午前10時～(受付:午前9時30分～)
- ・場所 市役所1階 11号会議室

◆「平成29年度空家補充(平成29年6月23日抽選)」で待機中の人も申し込みできます。

◆北五反田団地・八幡台団地・桜山団地二丁目(A～K棟)、桜山団地(平屋)・(2階建)、新岡団地の入居は、随時受け付けしています。詳しくは問い合わせください。

平成30年度(前期) 県営住宅補充入居待機者を募集します

☎ 熊本県営住宅管理センター
☎ 096-213-2711

県 営住宅の明け渡しがあった場合の補充入居待機者を募集します。

- 募集案内書配布 5月21日(月)～6月5日(火)

※土・日は除く。

●配布場所

- ・熊本県営住宅管理センター(熊本市中央区水前寺6-5-19 県住宅供給公社ビル)
- ・市役所建築住宅課

●配布時間 午前9時～午後5時

- 申込期間 6月6日(水)～12日(火)

●申込方法

申込書を熊本県営住宅管理センター持参(時間:午前9時～午後4時)か郵送 ※郵送するときは、案内書に付いている封筒を使い「特定記録郵便」で送ってください。6月12日(火)までの消印有効。

5月12日(土)は民生委員・児童委員の日。 12日(土)～18日(金)は「活動強化週間」です。

☎ 福祉課総務係
☎ 63-1406

民 生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、高齢者や障がいのある人の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。また、医療・介護の悩み、妊娠・子育て、失業や経済的困窮による不安など、さまざまな相談に応じます。さらに、必要な支援が受けられるよう、「住民と専門機関とのつなぎ役」となります。

●イベント情報

5月16日(水) あらおシティモールでオリジナルPRティッシュを配布します。



平成30年度 軽自動車税減免申請を受け付けます

☎ 税務課市民税係
☎ 63-1342

身 体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの人で、下の表に当てはまる場合は、申請で軽自動車税が減免されます。

※車をローン販売で購入した場合は、所有者が自動車販売会社やローン会社でも減免の対象です。※事業用のは除きます。

※減免は障がいのある人1人につき1台(普通車(自動車税)を含む)に限ります。自動車税の減免申請は県北広域本部課税課(☎25-4124)へ問い合わせください。

- 申請期限 5月24日(木)

※申請期限を過ぎると受け付けできません。

- 申請場所 税務課市民税係

●表1 対象

手帳の種類	身体障害者手帳(18歳未満の人) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳(18歳以上の人) 戦傷病者手帳
軽自動車などの所有者	本人か 生計を一にする人	本人
運転者	生計を一にする人(常時介護をする人が運転でも可)	本人か 生計を一にする人(常時介護をする人が運転でも可)
障がいの範囲	表2をご覧ください	

●必要なもの

- ①身体障害者手帳・療育手帳など
 - ②印鑑(朱肉を使うもの)
 - ③運転する人の運転免許証(コピー可)
 - ④車検証(車検のある車両のみ、コピー可)
 - ⑤軽自動車税納税通知書(5月7日(月)発送予定)
 - ⑥納税義務者のマイナンバーカードか通知カード
- ※障がいのある人だけの世帯で、常に介護をする人が運転する場合は、福祉事務所発行の「常時介護証明書」が必要です。
- ※障がいのある人が専ら利用するために車いすの昇降装置や固定装置または浴槽を装備した軽自動車などと、公益のために専用する軽自動車などは、申請により減免できる制度があります。詳しくは問い合わせください。

●表2 減免の対象となる障がいの範囲

障がい区分など	本人が運転	生計を一にする人が運転する場合
視覚障がい	1～4級の1	
聴覚障がい	2・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級*	×
上肢機能障がい	1～2級の2	
下肢機能障がい	1～6級	1～3級
体幹機能障がい	1～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～2級(一上肢を除く)
	移動機能	1～6級
心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸機能障がい	1・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級	
療育手帳	障がいの程度が「重度A1・A2」	
精神障害者保健福祉手帳	1級	
戦傷病者手帳	詳しくは問い合わせください	

※…咽頭摘出による音声機能障がいがある場合だけ。